

亀山市告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和元年9月19日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11181
- 3 路線名 能褒野21号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
能褒野町字能褒野77番22から能褒野町字能褒野77番22まで	旧	84.00	最小	3.60
			最大	5.90
	新	84.00	最小	5.80
			最大	6.60